

議案第19号

新座市介護保険条例の一部を改正する条例

新座市介護保険条例（平成12年新座市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前

（令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例）

第9条 [略]

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この条、附則第5条及び附則第8条第1項において「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万千円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例）

第9条 [略]

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この条、附則第5条及び附則第8条第1項において「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この条、附則第5条及び附則第8条第1項において「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35

条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場

合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55
万千円以上65万千円未満であり、かつ、
135万円から同年の合計所得金額を控
除して得た額が、同年中の給与等の収入
金額から55万円を控除して得た額以下
である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65
万千円以上161万9千円未満であり、
かつ、135万円から同年の合計所得金
額を控除して得た額が10万円以下であ
る場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が
161万9千円以上190万円未満であ
り、かつ、135万円から同年の合計所
得金額を控除して得た額が、65万円か
ら、同年中の給与等の収入金額から当該
給与等の収入金額を所得税法等の一部を
改正する法律（令和7年法律第13号）
第1条の規定による改正前の所得税法別
表第5（以下この項において「別表第5」
という。）の給与等の金額として、別表
第5により当該金額に応じて求めた別表
第5の給与所得控除後の給与等の金額を
控除して得た額を控除して得た額以下で
ある場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる
者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法
の規定による市町村民税が課されていない
者であって、次のアからウまでに掲げる場
合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55
万千円以上65万千円未満であり、かつ、
地方税法第295条第3項に規定する政
令で定める基準に従い新座市税条例（昭
和30年新座市条例第1号）で定める金
額から同年の合計所得金額を控除して得
た額が、同年中の給与等の収入金額から
55万円を控除して得た額以下である場
合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65
万千円以上161万9千円未満であり、
かつ、地方税法第295条第3項に規定
する政令で定める基準に従い新座市税条
例で定める金額から同年の合計所得金額
を控除して得た額が10万円以下である
場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が
161万9千円以上190万円未満であ
り、かつ、地方税法第295条第3項に
規定する政令で定める基準に従い新座市
税条例で定める金額から同年の合計所得

金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(平成12年度における納期の特例)

第12条 [略]

(平成13年度における普通徴収に係る納期に納付すべき額の特例)

第13条 [略]

(平成12年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第14条 [略]

(平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第15条 [略]

(延滞金の割合の特例)

第16条 [略]

(新座市老人の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第17条 [略]

(新予防給付の施行期日)

第18条 [略]

(平成12年度における納期の特例)

第10条 [略]

(平成13年度における普通徴収に係る納期に納付すべき額の特例)

第11条 [略]

(平成12年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第12条 [略]

(平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)

第13条 [略]

(延滞金の割合の特例)

第14条 [略]

(新座市老人の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第15条 [略]

(新予防給付の施行期日)

第16条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

介護保険料の保険料率の算定に関し、所得の額の算定方法及び基準の特例を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。